

# 世田谷区との契約

2025.4~

## での最低賃金額

世田谷区の公共事業の多くは、公契約の契約先事業者によって担われています。世田谷区はこれらの契約先事業者の従業員の適正な労働環境を確保し、公共事業の質の確保に努めています。

世田谷区の  
公契約条例が  
地域を変える

1時間あたり

1,460円

130円  
UP!

事業者

- 適正な利益の確保
- 人材の確保
- 適正な賃金支払い

世田谷区

- 労働報酬下限額の設定と適正な対価の支払い

労働者

- 適正な労働条件の確保
- 質の高い労務の提供

区との契約以外を含む地域全体での  
人材確保のための賃金水準引き上げ

- 世田谷区との契約での最低賃金額を「労働報酬下限額」といい、世田谷区公契約条例により定められた世田谷区との契約による事業のもとで働く方の報酬の最低額となります。
- 区との契約のうち、工事請負契約（予定価格 3,000 万円以上が対象）に適用される労働報酬下限額の最も低い単価、および業務委託や物品供給等の契約と指定管理協定（予定価格 2,000 万円以上が対象）に適用される労働報酬下限額が、1 時間あたり 1,460円となります。



労働報酬下限額や世田谷区公契約条例  
について詳しくはホームページで!

世田谷区 労働報酬下限額

検索

世田谷区財務部経理課公契約担当  
TEL 03-5432-2965  
FAX 03-5432-3046